

子どもを性被害から守るための県の取組みについて

次世代サポート課

平成26年3月に「子どもを性被害等から守る専門委員会」（以下「専門委員会」という。）から、子どもを性被害から守るための実効性のある対策の早急な検討と、時代の変化に対応した青少年健全育成県民運動の見直しについて提言があった。

県民運動については、長野県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が検討を進め、平成26年8月に県民会議・県民運動の見直し検討報告書を取りまとめた。

また、県は、庁内検討チームを立ち上げ、予防（教育）、被害者支援、法的対応の3つの観点で検討を進めてきた。

県はこれらを踏まえ、平成26年9月に県の取組み（案）として公表するとともに、パブリックコメントの募集及び県政タウンミーティングの開催等、県民の皆様の意見をお聴きし、それらを反映した県の取組みを取りまとめた。

1 子どもを取り巻く環境の変化

本県は、これまで全国の都道府県の中で唯一、青少年保護育成条例を持たず、住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできた伝統がある。

しかしながら、大人のモラルの低下やインターネット、携帯電話等の情報通信機器等の飛躍的な発展・普及、都市化の進行による家庭や地域の養育力、教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの成長発達に悪影響を与えていくのではないかとの懸念もある。

また、子どもの自己肯定感について、本県は全国との比較でも低い状況にあり、学年年齢が上がるにつれて低下することが顕著となっており、自己肯定感が低下した子どもや居場所のない子どもが寂しさから性行為に安易に走ってしまい、性の被害者にも加害者にもなり易いという指摘もされている。

さらに、地域から子どもを見守り、育んできた青少年健全育成県民運動は、認知度の低下、活動のマンネリ化、財源不足などのため、活動が低下している。

2 子どもの性被害の現状

(1) 県民の皆さんの実感

平成25年6月に県が実施した県政モニターアンケート調査によると、長野県の子どもの性被害の現状（この1年程度）をどう感じるかを聞いたところ、回答者822人のうち「以前より悪化している」が37.7%と最も高く、「深刻になっている」の9.9%を合わせると、約半数が子どもの性被害の状況が悪化していると感じている（図1）。

また、平成25年11月に、県が「今後の青少年健全育成について」をテーマに開催した県政タウンミーティングで、子どもの性被害の現状について旗揚げ方式により聞いたところ、参加者250人の約三分の二が「悪くなっている」という結果であった。

さらに、県民会議が、平成26年6月から8月にセーフネット講座（インターネットの適正利用を学ぶため専門家を派遣）に参加した保護者等430人を対象に同様の質問をしたところ、「深刻な状況」が33.0%、「悪化している」が30.9%となった。回答者自

身が子どもを持ち、特に問題意識が高い方が多いと考えられるが、63.9%の皆さんが子どもの性被害の状況の深刻さを懸念している結果となっている（図2）。

図 子どもの性被害の現状認識

図1 県政モニターアンケート(822人)

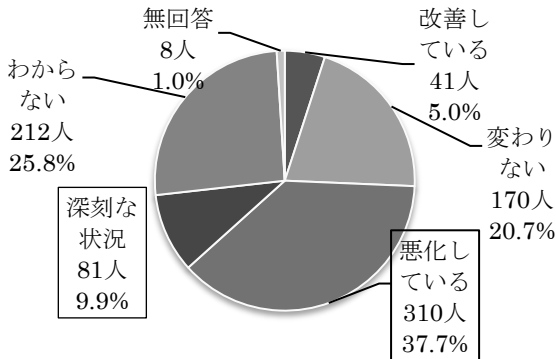
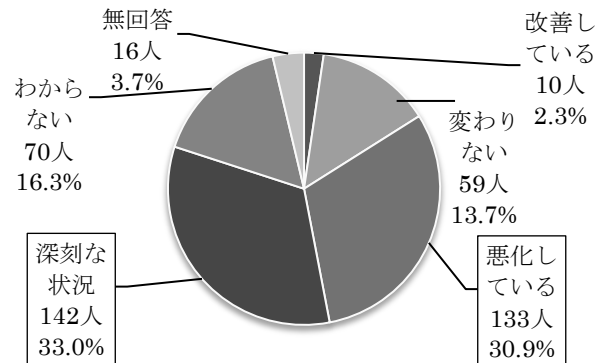


図2 セーフネット講座(430人)



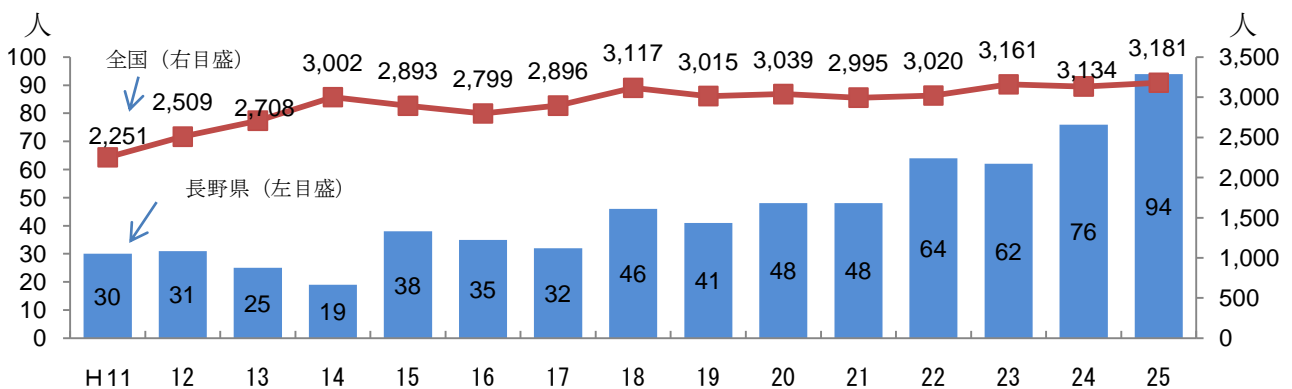
(2) 福祉犯の状況

福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）のうち、子どもの性被害関連犯罪（児童買春・児童ポルノ禁止法、風営適正化法、児童福祉法、出会い系サイト規制法、売春防止法）の検挙人員は、全国的にも増加傾向にあるが、特に本県においては、平成11年に「年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例」が施行された以降の15年間において、全国を大きく上回る状況で増加している（表1、図3）。

表1 福祉犯検挙人員の推移

区分		H11年	H25年	増加率
検挙人員	長野県	30人	94人	213.3%
	全国	2,251人	3,181人	41.3%
18歳未満人口10万人あたり検挙人員	長野県	7.1人	27.1人	281.7%
	全国	9.7人	15.8人	62.9%
全国に占める本県の検挙人員割合		1.3%	3.0%	

図3 福祉犯検挙人員の推移



注1: 全国人口に占める長野県人口の割合は1.7%(H11~H25)

注2 平成25年における18歳未満人口は平成24年の統計により算出

資料: 警察庁資料等をもとに次世代サポート課作成

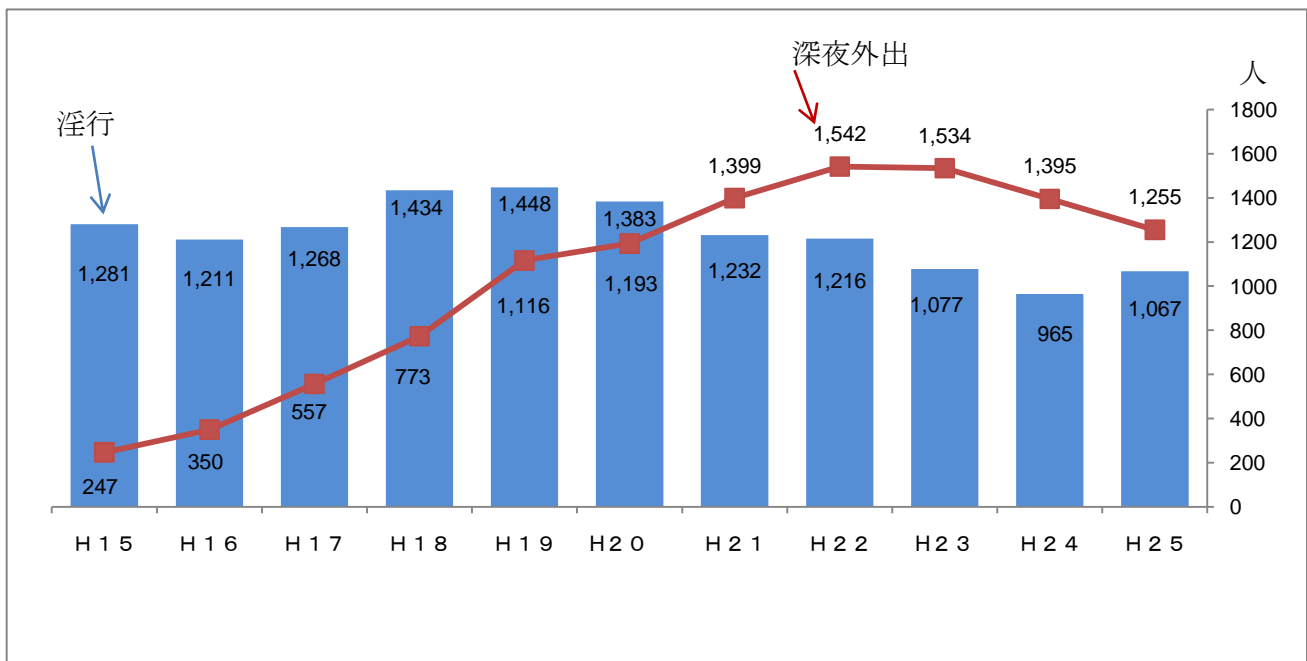
(3) 他県における青少年保護育成条例による検挙の状況

本県を除いた46都道府県においては、青少年保護育成条例が制定され、全て淫行禁止及び深夜外出の制限にかかる処罰規定を設けている（新潟県は、深夜外出の制限にかかる処罰規定はない。）。

淫行禁止違反の検挙人員は、平成15年の1,281人から、平成25年では1,067人と16.7%の減少となっているが、年間千人前後が淫行で検挙されている（図4）。

また、深夜外出制限違反の検挙人員は、平成15年の247人から、平成25年では1,255人と408.1%の増加となっている（図4）。

図4 全国の青少年保護育成条例（淫行・深夜外出）検挙人員



資料:警察庁資料等をもとに次世代サポート課作成

(4) 子どものインターネット利用に関する意識等について

平成26年7月に県教育委員会が行った「平成26年度インターネットについてのアンケート」（回答数 中学生897人、高校生1,441人）によれば、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のサイト内や無料通話アプリなど、インターネットを通じてやり取りする相手がいると回答した生徒は、中学生493人、高校生1,154人で、それぞれそのうちの約2割が実際には会ったことがない人（又はなかった人）とインターネットでやり取りしていると回答している（表2）。

また、その中で「会ってもよいと思ったが、会わなかった」、「実際に会った」を合計した割合は中学生が34.7%、高校生が51.8%であり、インターネットが性被害に繋がる危険性があるという認識が不足している生徒がいることがうかがわれる（図5）。

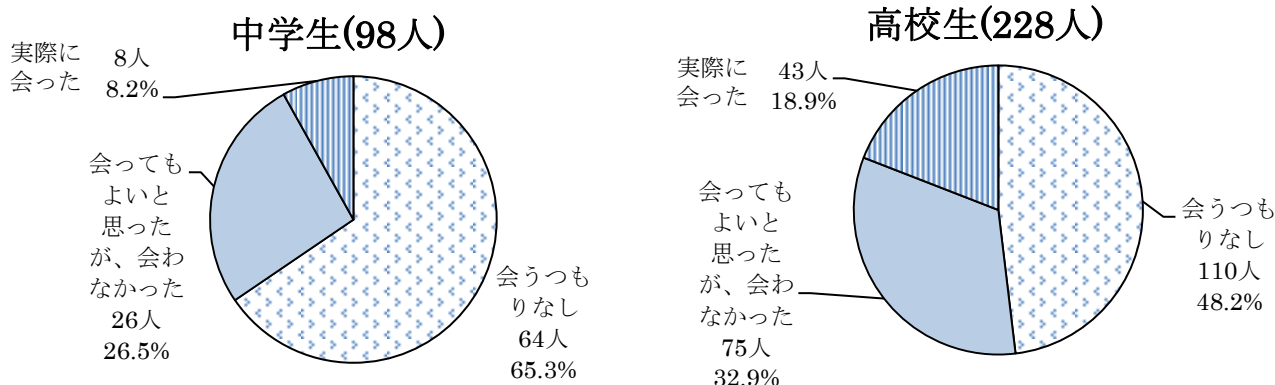
表2 中高生のインターネット利用の状況

	中学生 897人	高校生 1,441人
インターネットを利用する環境にある生徒(A)	779人 86.8%	1,380人 95.8%
インターネットでやり取りする相手がいる生徒(B) *Aのうち	493人 63.3%	1,154人 83.6%
インターネットでやり取りするが実際には会ったことがない(又はなかった)相手がいる生徒(C) *Bのうち	98人 19.9%	228人 19.8%

資料：教育委員会「平成26年度インターネットについてのアンケート」調査結果をもとに次世代サポート課作成
対象：中学校10校、高等学校12校

図5 会ったことがない相手等と会うつもりがあるかについて

※表2の(C)のうち



資料：教育委員会「平成26年度インターネットについてのアンケート調査」結果をもとに次世代サポート課作成

(5) 現行の法律で取締りが困難な事例

被害児童やその保護者等からの相談等に基づく長野県警察本部少年課の実態調査によれば、子どもの性被害を認知したものの、現行の法律では摘発できなかった事例として、平成25年1月から平成26年8月末現在で16件19人を確認している。

具体的事例としては、

○40代男性が、知人の娘（高校生、17歳）と性交したもの。

女生徒は性交を求められた際、性交は嫌だったが、「知人だし断れない」と思い、仕方なく性交に応じたが、その後悩み、母親に相談したところ母親が警察に相談したものの。

被害児童の年齢別では、15歳7人が最も多く、次いで16歳5人、14歳4人、17歳2人、13歳1人となっている。また、11件14人が被害に至る経緯としてインターネットを介している。

こうした事案は、児童福祉法における加害者の被害者に対する事実上の影響力や、児童買春禁止法における対償（金品）の供与又はその約束といった犯罪の構成要件に該当しないと判断されたものである。

3 子どもを性被害から守るための取組みの強化の必要性

長野県は、青少年の健全育成について、県民の理解と協力による県民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力を3本柱として、長年県民総ぐるみで地域から子どもたちを見守り、育んできたところであり、有害図書類の自動販売機の撤去など大きな成果をあげてきた。

一方、子どもの性被害の現状を見ると、

- ① 子どもを取り巻く環境の悪化
 - ② 性被害に遭い悩み苦しむ、精神的に傷ついている子どもの存在
 - ③ 時代の変化でこれまでの対策の延長では対処できなくなっているという県民運動に関わっている方々の現場の声がある
- など看過できない状況にあると言える。

中でも、性被害によって、子どもたちが悩み苦しむ、精神的に大きな傷を負っているという現実を私たちは重く受け止め、具体的な行動に移す必要がある。

こうしたことから、行政と県民の方々が一体となって、性被害で悩み苦しむ子どもを少しでも少なくするため、また、性被害に遭った子どもを一人でも多く救うため、これまでより踏み込んだ取組みを具体的に行っていく。

4 専門委員会の報告を受けての検討結果

専門委員会の報告を受けて、県民会議及び庁内検討チームそれぞれで検討した具体的な対策を総合的に検討して、県が行うべき取組みとして、以下の4つに整理した。

- ① 子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み
- ② 性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み
- ③ 青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み
- ④ 子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定について

(1) 予防の取組み

ア 子どもを性被害防止のための教育・相談体制の充実

(ア) 学校における取組み

① 子どもへの教育の充実

インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の飛躍的な発展・普及や性情報の氾濫など子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しているなか、子ども達が性被害の被害者にも、また加害者にもならないようにするためには、正しい知識を身に付け、自分の体を大切に、相手のことを思いやる心をはぐくむ教育が重要である。

また、性に関する指導については、子どもの発達段階や保護者、地域の状況に応じて行う必要がある。

(取組み)

- ・ 子どもの自己肯定感を高めるための人権教育や子どもの発達段階、保護者・地域の状況に応じた性に関する指導などの充実を図り、子どもが自ら考え判断できる力を育む。
- ・ 「現代的な課題（性被害・加害防止、情報氾濫、性感染症等）」への対応力向上などを目的とした教員向けの指導資料「性に関する指導の手引き」（平成26年2月作成）を活用した授業実践を図る。

・ 実際の授業を想定した演習を取り入れるなど研修内容を充実させ、教員の指導力・専門性の向上を図る。

② 専門知識を有する学校外の人材・機関との連携

子ども達への教育を充実するためには、地域の状況等に応じて学校外の人材・機関を活用することが効果的である。

(取組み)

- ・ 情報通信機器等の専門性を有する学校外の人材・機関との連携により「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を編制し、全ての県立高校へ派遣するなど、子どもの性被害防止のための教育の充実を図る。
- ・ 最新のインターネット事情や性被害・ネット利用の危険性等について、専門家との情報交換を行い、その情報を学校へ提供・共有することにより指導の充実を図るとともに、情報モラルに係る教職員研修等へ反映し教員の指導力向上を図る。
- ・ 性の現代的課題に適切に対応する教育を実践するため、活用事例集を作成し学校外の人材・機関の活用を促進する。

③ 子ども達の「危険を察知し回避する力」の育成

携帯電話、スマートフォンなどのほか、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー等から簡単にインターネットにアクセスできる状況にあり、子どもの情報通信機器利用のルールづくりを推進する必要がある。

(取組み)

- ・ インターネットの安全利用に関する保護者への「共同メッセージ」(平成25年12月/県PTA連合会会長、県高等学校PTA連合会会長、教育長の連名で発出)を踏まえながら、学校において、子ども及び保護者に対してネット利用のルールづくりの指導・啓発や機会の提供を行う。

④ メディア教育のための人材育成

急速に進化・普及する情報端末やアプリケーションなどの知識、情報に関して、子どもを適切に指導できる人材が不足していることから、学校などで行われる情報研修会等の取組みを支える人材の養成を市町村等と連携して実施する必要がある。

(取組み)

- ・ ボランティアとして市町村内の学校等に出向き、児童・生徒や保護者を対象にメディア教育を行う「メディア指導員」を養成するため、県民会議が主体となり、県、市町村、教育委員会等と連携し、専門家による講習会を開催する。

(イ) 地域・県民運動での取組み

① 子ども性のに関する相談場所・居場所づくりへの支援

子どもが身近で、安心して心を開いて相談できる場所が不足し、現実直面する性に関する不安や疑問に関する相談に十分に対応できていないとの問題意識がある。

(取組み)

- ・ 性に関する相談に専門的見地から対応を行い、子どもが安心して過ごすことが

できる居場所である「まちの保健室」等の取組みが県内各地で広がるよう、県民会議が行う関係者による連絡会の設置や専門的な研修会の開催に対し支援する。

② 携帯電話事業者との協定の締結及び官民協働の協議会の設置

技術的な進歩・変化が目覚ましいインターネットや情報ツールに関しては、新たなサービスが次々と生み出されるため、県や情報通信関連事業者などの関係者が最新のインターネット事情等について情報交換し、インターネット等を介して子どもが性被害に遭う危険性などの情報を共有する必要がある。

(取組み)

- ・ 情報通信関連事業者や携帯電話3事業者（ドコモ、ソフトバンク、KDDI）と定期的な意見交換の場を設定し、子ども達の携帯電話経由での性被害の防止を図るための協定を締結する。
- ・ 県民会議及び教育機関、通信事業者、NPO、行政などの官民が連携し、実効性の高い取組みを行うことを目的として、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会（仮称）を設置し、情報交換のほか、共催で、青少年向けのネット適正利用ワークショップ、ネット適正利用推進フォーラムなどの啓発事業を行う。

イ 保護者や地域社会の教育力向上等への支援

(ア) 保護者や地域住民に対する支援等

情報通信機器についての大人（保護者、教員等）と子どもとの理解度のギャップが大きいこと、子ども達が容易にインターネットにアクセスできる環境にあること、加えて、家庭や地域において情報通信機器について学ぶ機会が少なく、地域で教える人材も限られている状況にあることから、保護者に対するメディアリテラシーや情報モラルに関する啓発、家庭における情報通信機器利用のルールづくりが必要である。

また、保護者等が、子どもの性被害の実態や家庭における性教育などについて学ぶ機会をつくる必要がある。

(取組み)

- ・ 児童生徒、保護者を対象として毎年度行っている「携帯電話とインターネットについてのアンケート」を継続して実施し、情報ツール利用の変化やそれにとともなうインターネット利用についての児童生徒の実態及び保護者の理解度やニーズを把握し、指導や啓発活動の焦点を明らかにする。
- ・ PTA研修会、学級PTA等を活用して、保護者に対する子どもの性被害防止の観点を踏まえたメディアリテラシーや情報モラルに関する啓発の機会の拡充を図る。
- ・ 県民会議が、情報関係の専門家を講師とし、親子や大人を対象として、インターネットの適正利用等に関し研修を行う「セーフネット講座」を充実・強化し、新たに、保護者、学校関係者からのインターネット上のトラブルに関し専門家が相談支援を行う。また、携帯電話会社が実施しているインストラクターの派遣を積極的に県内の小中学校、高校へ派遣できるように調整を行う。
- ・ 市町村教育委員会や関係機関との意見交換等を行い、地域住民が公民館等の講座を活用し、性被害防止のための理解を深める機会を充実するよう取組みを進め

る。

- ・ 県民会議が、保護者や地域住民を対象に助産師や保健師等の地域の人材を講師として、子どもの性に関する情報を学ぶ研修会の開催や、先進的な性教育に取り組む意志がある市町村をモデル市町村として選定し、地域での先進的な性教育の取り組みを支援する。

(イ)「家庭の日」の充実と「ノーネットデイ」の実施

情報通信機器の発展は、生活利便性の向上等をもたらした一方で、人と人とのコミュニケーションの方法において、顔を見ての温もりのある会話が減り、ネットを通じての会話が aumentando という課題もある。

(取組み)

- ・ 大人も含めて社会全体でインターネット等から離れ、人と向き合う時間をつくる「ノーネットデイ」を県民会議が主唱する「家庭の日」(毎月第3日曜日)に合わせて実施する。

(2) 被害者支援の取組み

ア 学校現場での対応力の向上等

学校は、性被害にあった子どもに対して、うわさなどの二次被害の防止に努め、被害にあった子どものケアを最優先にしながら、組織として適切に対応することが求められる。

(取組み)

- ・ 管理職や養護教諭を中核としながら、全教職員が性被害に関する基本的な対応について学ぶ。
- ・ スクールカウンセラーなどの専門家による支援体制を充実し、学校の対応力や組織力の向上を図る。
- ・ 性被害が生じた際の対応事例を蓄積・分析し、個人情報に配慮しながら関係者の情報共有を進める。
- ・ 教職員が性被害を受けた子どもへの対応について専門的な知識や技術を身につけるため、「養護教諭のための児童虐待の手引き」等の指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進める研修会を実施する。

イ ワンストップ支援センターの設置

性被害に遭って心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、誰にも相談していない者が相当数いることが思料される。また、性被害者に対しては、産婦人科医療(緊急避妊、性感染症治療、証拠採取等)をはじめ、カウンセリング等の心理的支援、法的支援など様々な支援が必要とされるが、被害者にとって、その度に被害状況を説明することは、心身の負担が大きく、二次被害を受ける可能性も指摘されている。

(取組み)

- ・ 被害者からの相談に適切に応じ、総合的な支援を可能な限り一か所で提供したり、支援を行っている関係機関に確実につなぐコーディネートの役割を果たすものとして、ワンストップ支援センターを設置する(子どもに限らずすべての性被害者を支援対象とする)。
- ・ その設置にあたっては、広い県土において、性被害者誰もが利用しやすくするため、県内の一定の圏域毎に支援センターの拠点を置くよう検討する。

- ・ ワンストップ支援センターを設置し運営していくためには、関係機関の理解と協力が不可欠であることから、その設置に向けて、県及び関係機関により組織するワンストップ支援センター準備会議（仮称）を本年度中に設け、協議等を行ったうえで、平成 28 年度中の開設を目指す。

（3）県民運動の再活性化への支援の取組み

青少年健全育成県民運動は、各種青少年団体、社会教育団体など地域住民の継続的で根気強い活動や関係業界の自主的な取組みにより、有害図書自動販売機の撤去等に大きな効果をあげてきた。しかし、県民運動について、平成 25 年 6 月の県政モニターアンケート調査では、約 5 割の回答者が「県民運動」について知らず、9 割以上が具体的な活動内容を知らないなど認知度が低いことや、活動のマンネリ化、組織体制の硬直化、財政基盤脆弱さなどによる活動の低迷が指摘されている。

本県では、青少年の健全育成について、県民の理解と協力による県民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力を柱として、県民総ぐるみで地域から子どもたちを見守り、育んできた。今後もこの取組みの精神を大切にしながら地域（県民）総ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいくことに変わりはない。

県民運動については時代の変化に対応した運動の展開とともに、地域の大人が子ども達に関心を持ち、地域社会全体で子ども達を見守り、育くむ地道な活動を継続していくことが重要である。

（取組み）

- ・ 主に市町村区域内で活動するボランティアとして、青少年健全育成推進の核となる人材の配置を支援する。
- ・ 平成 26 年 4 月から県民会議が中心となって実施している「信州あいさつ運動」は、大人から子どもにあいさつすることで、地域が繋がり、地域ぐるみで子どもの育ちを支え、ひいては、子どもが地域の大人に見守られることで子どもを性被害から守る安心・安全な地域づくりにも繋がるものであることから、その全県的展開を支援する。
- ・ 県民会議の財務体質の強化、事業の見直しなど県として県民会議の再活性化への支援を行う。

（4）子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定について

ア 現在までの経過及び条例制定に当たった課題の整理

専門委員会からは、法的対応として、教育や被害者支援の施策の実効性を担保する規定を置くとともに、今までの対策の延長では子どもを性被害から守りきれないとの認識の下、子どもに対する淫行の禁止、インターネット関連及び深夜外出等の制限に限定した、子どもを性被害から守るための条例の制定について提言を受けた。

庁内検討チームの法的対応関係ワーキンググループでは、県民の行為を規制し、違反した場合には処罰対象とすることについてはより慎重な検討を要することから、条例制定の是非や内容の適否について判断する材料とするために、専門委員会の提言した項目についてさらに一步掘り下げ、条例制定した場合に生じる具体的課題について、庁内的に整理を行った。

整理の結果は、（別記）のとおりである。

イ 条例を制定する場合の基本的考え方

専門委員会の提言や法的対応関係ワーキンググループの検討を踏まえ、仮に子どもの性被害防止に特化した条例を制定するとした場合の基本的な考え方を以下のとおり整理した。

① 包括的な青少年保護育成条例ではない

本県では県民運動によって、例えば有害図書類の自動販売機の撤去などの青少年の有害環境浄化の取組みについては、一定の成果を上げてきたところであり、有害図書類（書籍、写真、ビデオディスクなど）、刃物、玩具類等の販売規制、使用済み下着の売買制限、淫行禁止、インターネット利用環境の整備など、様々な規制を包括的に行う青少年保護育成条例は必要ないと考える。

② インターネット関連の規制は条例によらない

専門委員会から提言のあった「インターネット関連」の条例規制については、

- ・ 高機能のスマートフォンについては条例によってもフィルタリングの利用がなかなか進まない他県の実態がある
- ・ W i - F i やインターネット接続可能な携帯型ゲーム機等を利用する場合は規制し難いことなど条例の効果が限定的と見込まれる
- ・ 本県のフィルタリング装着率は全国平均より高い（本県：66.2%、全国：61.2%、平成23年警察庁調査、保護者対象）
- ・ 「早急に実施する取組み」に掲げた教育や県民運動による対応が十分機能すること

が期待できることから、条例による規制に頼らずに、まずは、教育や県民運動といった施策の推進により対応することとする。

③ 子どもの性被害を予防する取組みや被害者支援に関する規定を置く

子どもが性被害を受けないための教育や、性被害に遭った子どもへの支援などについては、条例の規定がなくとも取組み、実践することが可能なものである。

しかし、行政や関係者の関与（責務、役割など）について条例で規定することによって、そうした取組みを安定的に支えることが可能となる。条例を制定する場合には、そうした観点から、行政や県民運動による子どもの性被害を予防する取組みや被害者支援に関する規定を置くことが適当と考える。

④ いわゆる淫行禁止規定については、県民の皆様の幅広い合意形成が必要

「真摯な恋愛を除く、判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為」は、子どもの成長発達を見守り、支援する責務がある「大人の責任」として許されないものである。こうしたことが県民の共通認識となるよう条例を制定する場合には、法規範として大人の責任を書き込むとともに、実効性のあるものとするため、処罰を含めた規制について検討する必要があると考える。

一方、これについては、その構成要件をどこまで明確化できるか、自由な恋愛まで規制されないかなどの論点があり、条例化という一步踏み込んだ取組みを行うには、県民の皆様の幅広い合意形成が必要である。

5 県としての取組みの整理

子どもの性被害が看過できない状況にある中、できるだけ早急に対応する必要があるため、①予防の取組み、②被害者支援の取組み、③県民運動の再活性化への支援の取組みについては、「早急を実施する取組み」として整理する。

なお、「早急を実施する取組み」は、今年度中に実行できる取組みは直ちに実行に移し、それ以外の取組みについては、平成 27 年度中に事業実施すべく関係機関との調整等に本年度中に着手する。

一方、④子どもの性被害防止のための条例制定については、県民から様々な意見があり、条例の制定という一歩踏み込んだ取組みを行うには、県民の方々の幅広い合意形成が必要であるため、「慎重に検討する取組み」として整理する。

【早急を実施する取組み】

(1) 予防の取組み

ア 子どもの性被害防止のための教育・相談体制の充実

(ア) 学校における取組み

- ・ 子ども達の自己肯定感を高め自ら考え判断できる力を育むため、人権教育や性に関する指導等を充実
- ・ 教員向け指導資料の活用による性の現代的課題に対応する授業実践
- ・ 教員の指導力・専門性の向上を図る研修の充実
- ・ 情報通信機器等の専門性を有する学校外の人材・機関と連携し、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を編制し、全ての県立高校へ派遣
- ・ 最新のインターネット事情や性被害・ネット利用の危険性等について専門家と情報交換し、学校や教職員の研修に活用
- ・ 性に関する指導を充実するため、活用事例集を作成して学校外の人材・機関の活用を促進
- ・ インターネットの安全利用に関する保護者への「共同メッセージ」を踏まえ、子ども及び保護者に対し、ネット利用のルールづくりの指導・啓発や機会提供
- ・ ボランティアとして児童・生徒や保護者を対象にメディア教育を行う「メディア指導員」の養成に対し支援

(イ) 地域・県民運動での取組み

- ・ 子どもの性に関する相談場所等となる「まちの保健室」等が県内各地で広がるよう、関係者による連絡会の設置や専門的な研修会の開催に対し支援
- ・ 情報通信関連事業者や携帯電話事業者と携帯電話経由での性被害の防止を図るための協定の締結
- ・ 県民会議及び教育機関、通信事業者、NPO、行政などの官民が連携し、実効性の高い取組みを行うため、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会（仮称）を設置

イ 保護者や地域社会の教育力向上等への支援

(ア) 保護者や地域住民に対する支援等

- ・ インターネット利用に関する児童生徒の実態及び保護者の理解度やニーズを

把握し、指導や啓発活動の焦点の明確化

- ・ 保護者に対する子どもの性被害防止の観点を踏まえたメディアリテラシー等に関する啓発機会の拡充
- ・ インターネットの適正利用等を学ぶ「セーフネット講座」、携帯電話会社のインストラクターの派遣調整、専門家によるネット上のトラブル相談への支援
- ・ 地域住民が子どもの性被害防止等の理解を深めるため、公民館等の講座の機会充実の取組
- ・ 県民会議が、保護者等を対象に助産師や保健師等の地域の人材を講師として、子どもの性に関する情報を学ぶ研修会の開催や、モデル市町村を選定し、地域での先進的な性教育の取組みを支援

(イ)「家庭の日」の充実と「ノーネットデイ」の実施

- ・ 「ノーネットデイ」を県民会議が主唱する「家庭の日」（毎月第3日曜日）に合わせて実施

(2) 被害者支援の取組み

ア 学校現場での対応力の向上等

- ・ 管理職や養護教諭を中核とし全教職員が性被害に関する基本的な対応を研修
- ・ スクールカウンセラーなどの専門家による支援体制の充実
- ・ 性被害の対応事例を蓄積・分析し、個人情報に配慮し、関係者の情報の共有化
- ・ 教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進める研修会の実施

イ ワンストップ支援センターの設置

- ・ 被害者への総合的支援を一か所で提供するワンストップ支援センターの設置
- ・ 県内の一定の圏域毎に支援センターの拠点を置くよう検討
- ・ 県及び関係機関により組織するワンストップ支援センター準備会議（仮称）を平成26年度中に設け、協議等を行い平成28年度中に開設

(3) 県民運動の再活性化への支援の取組み

- ・ 主に市町村区域内でボランティアとして青少年健全育成推進の核となる人材の配置への支援
- ・ 「信州あいさつ運動」は、地域から子どもを見守り、安心・安全な地域づくりに繋がるため、全県的な運動展開に対し支援
- ・ 県民会議の財務体質の強化、事業の見直しなどへの支援

【慎重に検討する取組み】

(4) 子どもの性被害防止のための条例制定について

条例制定の是非をめぐっては、これまで、県としても公聴会、県政タウンミーティング、若年層へのアンケート調査、関係団体等との意見交換の機会を通じて、県民の皆様のご意見を伺うべく努力をしてきた。しかし、現状では、賛成反対の立場から議論がすれ違い、県民的な議論が十分尽くされているとは言い難い状況にある。議論を通して、県民の皆様幅広い合意形成への道筋が見えない状況にある原因は、そもそ

も条例のイメージが県民の皆様の間でも様々であること、子どもの性被害を取り巻く客観的な情報の不足などを背景に、違った土俵で、抽象的、観念的な議論が行われてきたことに起因すると考えられる。

このため、子ども達の性被害の実態や性の現状をさらに把握するとともに、条例が必要かどうかの具体的な判断材料として、「条例化すればこのような形になる」という規定を県民の皆様にお示しした上で、県民的な議論を進めることが望ましいと考える。

こうした議論を丁寧に積み重ねることが、最終的には条例の是非にとどまらず、子どもを性被害から守る対策への県民的な理解、協力を広げ、県民運動の再活性化へもつながっていくと考える。

条例を制定する場合の規定の具体的な考え方は、庁内検討チームの検討を踏まえて、

- ① 他の都道府県の条例とは違い、子どもの性被害を予防する取組みと被害者支援の施策の実効性を担保するための規定を設置する
- ② 「真摯な恋愛を除く、判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為」を大人として許されない行為であるとして、「大人の責任」として明記し、県民の共通認識の醸成を図る
- ③ 他の都道府県のような包括的、網羅的な規制条例ではなく、目的は、「子どもの性被害の防止」に特化する
- ④ 規制項目は、県民運動及び行政的な対応の強化でまずは取り組む「インターネット関連」を除く、いわゆる「淫行の禁止」と「深夜外出の制限」の2項目とする
- ⑤ 罰則の適用に関しては、条例の実効性を担保するために、必要に応じて罰則を科すものとする

こうした基本的な枠組みの上に立ち、性被害の定義、保護法益や構成要件の明確化、性犯罪加害者の再犯防止に関する治療教育等のさらに検討を深める必要のある課題も含めて、法律の専門家による検討を時間を十分にかけて慎重に行って、具体的な判断材料としての条例のモデルをお示しする。その上で、県民の皆様のお意見を伺い、最終的に条例制定の是非を判断する。

(別 記)

1 条例全体に関わる事項について

(1) 条例の目的について

条例の目的を「子どもの性被害の防止」とすることは、条例制定の趣旨を端的に示すものとして適当であると思われる。

(2) 保護法益について

他県の多くが条例の第一義的な保護法益を「社会的法益」としているが、条例の目的（子どもの性被害の防止）を踏まえ、保護法益を「社会的法益」とするか「個人的法益」とするか、保護法益の具体的内容をどのように考えるかについては、いわゆる淫行禁止規定をなぜ条例で設けるかに関わる事柄でもあることから、淫行禁止規定を置く必要性に関する議論を踏まえ、また条例の規定の具体化の中で整理する。

(3) 子ども（青少年）の範囲について

青少年や児童の保護を目的とした多くの法律、他県の青少年保護育成条例においては、性に関する子どもたちの身体的・精神的成熟性を考慮して「18歳未満」としている。本県においても、これと異なる特段の事情は見当たらない。

(4) 子ども（青少年）に対する免責規定について

専門委員会報告書や多くの都道府県での考え方と同様、子ども（青少年）が行った行為を処罰対象としない方向が適当と思われるが、なお検討が必要である。

2 いわゆる淫行禁止規定について

(1) 構成要件の規定の仕方について

- 「淫行」又は「淫らな性行為」という表現は採らないのが適当。
- 他の都道府県の条例や最高裁判決(S60. 10. 23)を踏まえると、最高裁判決の表現を基本として構成要件化する方法(千葉県条例、三重県条例)は、選択肢として考えられる案である。
- 構成要件のより明確化の観点から、最高裁判決の表現をさらに類型化・具体化して構成要件化できるかは、なお、検討が必要である。処罰すべき行為を過不足なく類型化できるかがポイントである。

(2) 親告罪とするか非親告罪とするかについて

保護法益の整理とともにそれぞれの得失を考慮しながら、なお検討が必要である。

3 インターネット関連の規定について

インターネット関係については、他県の条例による規制と同様の規制を行うのであれば、「わいせつサイト」以外（「残虐性のあるサイト」や「犯罪・自殺誘引のサイト」など）のサイトもフィルタリングの対象としていることから「子どもの性被害の防止」の範疇に収まり難いこと、また一定の分量の条文構成にもなることから、別条例とするのが適当である。

4 深夜外出等の制限について

深夜外出等の制限規定については、規制対象の行為(子どもの連れ出し等)が子どもの性被害に結び付く場合があることは想像されるところであり、子どもの性被害防止に一定の効果も期待されるところであるが、その関係性についてはなお整理する必要がある。